

アナログ規制の見直しについて

宗像市総務部
総務課

令和8年3月19日

現状

- ・デジタル技術の進展により生活は変化しているが、**法制度やルールがアナログ的手法に限定（アナログ規制）**されているため、デジタル化が妨げられている。例）書面による掲示義務
- ・令和8年4月1日時点で例規システムに登録されている例規全てを対象として、アナログ規制に該当する規制項目を洗い出しを実施
- ・洗い出し結果に対して各担当部署で見直しの方針を決定

<代表的な規制項目>

項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、目視によって検査や調査をすることを求めている規制。また、遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制。
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているか、書類・建物等を確認し、判定することを求めている規制。
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定することや、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化することを求めている規制。
常駐・専任規制	常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたることを求めている規制。
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制。
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制。
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制。

アナログ規制の見直し調査の結果について

規制区分	キーワード検索で洗い出された行数	最終的なグレーの行数 (=間接的に影響あるかも)	最終的な白の行数 (=直接的に関係あり)		左記にかかる見直し方針		
目視	225	135	90	a 規制	6	a 要見直し	5
				b 規制	75	b 見直し不要	33
				c 規制	9	c 見直し否	49
				特定不可	0	d 継続検討	3
実地監査	36	30	6	a 規制	0	a 要見直し	0
				b 規制	5	b 見直し不要	5
				c 規制	1	c 見直し否	1
				特定不可	0	d 継続検討	0
定期検査・点検	141	26	115	a 規制	19	a 要見直し	1
				b 規制	79	b 見直し不要	87
				c 規制	17	c 見直し否	25
				特定不可	0	d 継続検討	2
対面講習	251	192	59	a 規制	11	a 要見直し	3
				b 規制	33	b 見直し不要	33
				c 規制	15	c 見直し否	22
				特定不可	0	d 継続検討	1
書面掲示	63	25	38	a 規制	8	a 要見直し	10
				b 規制	22	b 見直し不要	16
				c 規制	8	c 見直し否	9
				特定不可	0	d 継続検討	3
往訪閲覧・縦覧	95	54	41	a 規制	3	a 要見直し	22
				b 規制	32	b 見直し不要	13
				c 規制	6	c 見直し否	5
				特定不可	0	d 継続検討	1
常駐・専任	113	71	42	a 規制	15	a 要見直し	0
				b 規制	24	b 見直し不要	21
				c 規制	3	c 見直し否	19
				特定不可	0	d 継続検討	2
FD等の記録媒体	23	18	5	a 規制	0	a 要見直し	2
				b 規制	4	b 見直し不要	3
				c 規制	1	c 見直し否	0
				特定不可	0	d 継続検討	0
合計	947	551	396				

見直し方向性の検討結果 まとめ

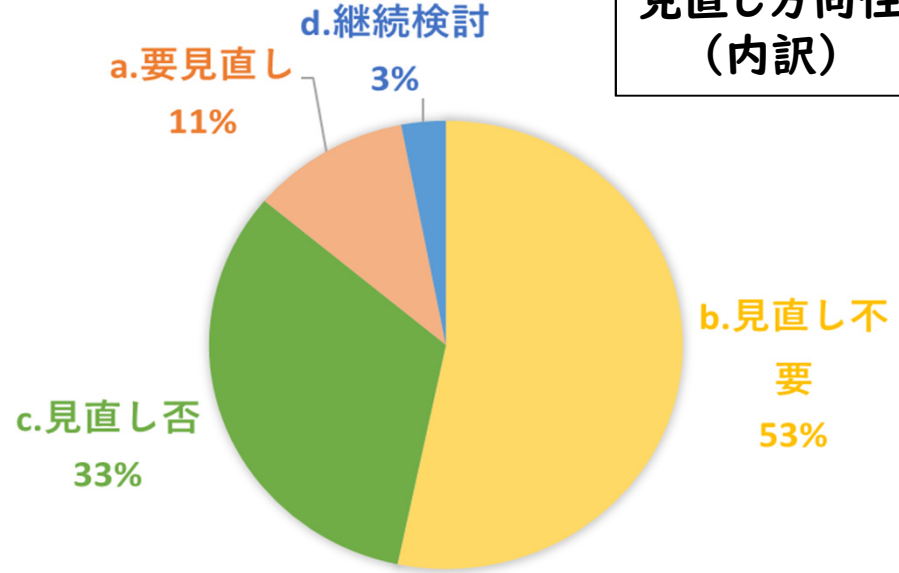
➤ 実施結果概要

見直し対象の条項のうち見直し不要なものは53%であったことから本市では、既にアナログ的手法に限定してる条項は少ないことが分かった。しかし、実際に見直しが必要なものも全体の11%見つかったため、当該条項については、次年度以降見直しに係るフォローアップを引き続き実施する。

➤ アナログ規制該当条項数 396件

- (内訳) a.要見直し 43件
- b.見直し不要 211件
- c.見直し否 130件
- d.継続検討 12件

見直し方向性
(内訳)



アナログ規制見直しの具体例

事例Ⅰ. 公告式条例（書面掲示規制）

○概要

- ✓ 現状条例を公布する際は、条例で定める掲示板に掲示しなければならない
- ✓ 市HPの電子掲示板での公布を可能とする見直しを検討

○条文

宗像市公告式条例
(条例の公布)
第2条 (略)

2 条例の公布は、別表に定める設置場所に設置した**掲示板に掲示**してこれを行う。

○見直しの方向性 a-1. 要見直し(条文の改正が必要)

条文を改正することにより、市HPに掲示することを可能とする。ただし、これにより難しい場合は、市役所の掲示場にて掲示することを可能とする。

アナログ規制見直しの具体例

事例2. 宗像市広告掲載取扱要綱（定期検査・点検）

○概要

✓ 毎年度終了後に、広告料等の収入額について報告書を作成し、提出させている。

○条文

宗像市広告掲載取扱要綱
(報告書の提出)

第7条 所管課の長は、**毎年度**終了後30日以内に、広告料収入その他広告の掲載実績に関する事項を記載した収入額等**報告書を作成**し、アセットマネジメント推進課長に提出するものとする。

○見直しの方向性 a-1.要見直し(条文の改正が必要)

システム上で確認できるようになったため、報告書の提出を廃止する。

アナログ規制見直しの具体例

事例3. 宗像市職員倫理条例（往訪閲覧・縦覧）

○概要

✓ 公開文書については、紙面上で閲覧させる運用としている。

○条文

（不正要求等報告書の**閲覧**）

第16条 条例第9条第2項の規定による不正要求等報告書の閲覧は、当該不正要求等報告書を任命権者が受理した日の翌日（その日が休日（宗像市の休日を定める条例（平成15年宗像市条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）からすることができる。

2 前項の**閲覧**は、任命権者が指定する場所で、午前8時30分から午後5時00分までの間にしなければならない。

3 不正要求等報告書は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 不正要求等報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 任命権者は、前3項の規定に違反する者に対しては、その**閲覧**を中止させ、又は**閲覧**を禁止することができる。

○見直しの方向性 a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の見え各課が必要）

条文でアナログ的手法に限定されていないが、公開文書の閲覧方法については、現状紙面上で閲覧をさせており、解釈が不明確なため、電子データの閲覧が可能とする旨の解釈を庁内に周知し、電子データの画面上での閲覧を認める運用へ変更を行う。

インターネットを利用した交付方法については、規則で規定する。